

【地域福祉計画の策定ガイドライン】

1. 計画策定の根拠

社会福祉法（昭和26年法律第45号） 平成30年4月一部改正

市町村の地域福祉計画については、社会福祉法第107条により規定され、厚生労働省からの各種通知においても、同計画を策定・実施していくことが地域福祉の推進を図る上で重要な意義を有するとされている。

○ 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

上記法改正において、法第106条の3第1項各号で規定する「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」計画に盛り込むべき事項として新たに追加された。

○ 第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自らほかの地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の元、その解決に資する支援を一体的にかつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

2. 改正社会福祉法により計画の記載事項として以下を追加

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- 第107条の第1項関係 厚生労働省が示す16項目
 - ① 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画、多文化共生等）との連携に関する事項
 - ② 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - ③ 制度の狭間の問題への対応の在り方
 - ④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
 - ⑤ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
 - ⑥ 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援の在り方
 - ⑦ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
 - ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
 - ⑨ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
 - ⑩ 高齢者や障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えていえる課題にも着目した支援の在り方
 - ⑪ 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
 - ⑫ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
 - ⑬ 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
 - ⑭ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
 - ⑮ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
 - ⑯ 役所・役場内の全庁的な体制整備

(2) 包括的な支援体制の整備に関する事項

- 第106条の3項第1号各号に掲げる事業を実施する場合
 - ① 住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備等
 - ② 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築
 - ③ 市町村における包括的な相談支援体制の構築

(参考資料)

平成29年9月27日厚生労働省

「地域福祉（支援）計画策定ガイドライン改訂のポイント（未定稿）」より抜粋